

## これからの神戸の学校教育に関する有識者会議 開催要綱

令和5年11月1日

事務局長決定

### (趣旨)

第1条 第4期神戸市教育振興基本計画の策定にあたり、これからの神戸の学校教育について、専門的な見地、保護者及び地域関係者の立場から幅広く意見を求めることを目的として、これからの神戸の学校教育に関する有識者会議（以下、「会議」という。）を開催する。

### (委員)

第2条 会議に参加する者は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者及び地域関係者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、事務局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

### (開催期間)

第3条 会議の開催期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

### (会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

### (施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則（令和5年11月1日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年11月1日より施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。